

労働保険料等の納付について、 口座振替がご利用いただけます！

大変便利な口座振替納付を是非ご利用ください！

労働保険料及び一般拠出金は、現在、金融機関や労働局等の窓口で納付いただいておりますが、納付いただく方々の利便性を高めるため、口座振替による納付がご利用いただけるようになりました。

口座振替納付の対象となる労働保険料等

継続事業（一括有期事業を含む。）及び単独有期事業に係る概算保険料及び確定保険料の不足額並びに一般拠出金となります。

口座振替納付の対象となる労働保険料等	
継続事業 （一括有期事業を含む。）	前年度の確定保険料の不足額 ＋ 当年度の概算保険料
単独有期事業	基幹番号が同じであっても枝番号ごとに口座振替 依頼書を提出していただくことになります。
一般拠出金	当年度の一般拠出金

口座振替納付のメリット

- 金融機関等の窓口で納付の都度出向くことなく、労働保険料等の納付ができます。
- 口座振替の手続を一度行えば、翌年度（納期）以降も継続して口座振替により納付することができます。
- 手数料はかかりません。
- 納付期限を気にすることなく、自動的に労働保険料等の納付が行えます。
（ただし、残高不足により振替不能となることのないようご注意ください。）

口座振替納付の申込手続

口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出いただく必要があります。

(注)

1. 口座振替は、全国の銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合でご利用になれます。なお、一部の金融機関においては取り扱っておりませんので、事前に都道府県労働局にご確認ください。
2. 申込書が提出された時期により振替処理ができなかった場合、平成23年度第3期納付分については納付書による処理となり、振替開始日が次回納付分以降となりますので、ご了承ください。

申込期日、振替納付期日などの詳細は、厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課HPをご参照ください。

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1.htm

三重労働局総務部労働保険徴収室（059-226-2100）